

徳島県

漁港番号	漁港名	読み	種別	所在地(市町村名)	漁港管理者	漁業協同組合	分区	海岸保全区域	港則法適用	ビジー受入	指定年月日	区域変更年月日	離島・半島	有人国境離島	備考
3910010	碁の浦	ゴノウラ	1	鳴門市	鳴門市	北灘		○			S27.4.7				
3910020	三津	ミツ	1	鳴門市	鳴門市	北灘					S30.10.21				
3910030	大浦	オオウラ	1	鳴門市	鳴門市	北灘	2	◎		○	S27.4.7				
3910040	榑木	クキ	1	鳴門市	鳴門市	北灘		○			S27.4.7				
3910050	日出	ヒユデ	1	鳴門市	鳴門市	堂浦		○			S27.4.7				
3910060	撫佐	ムサ	1	鳴門市	鳴門市	室撫佐		○			S28.3.5				
3910070	室	ムロ	1	鳴門市	鳴門市	室撫佐		○			S28.3.5				
3910080	亀浦	カメウラ	1	鳴門市	鳴門市	鳴門町	2	○			S28.3.5				
3910100	大湯	オオカタ	1	阿南市	阿南市	阿南中央		○	○		S26.8.21	H4.2.13			
3910110	小杭	コガイ	1	阿南市	阿南市	椿泊		○	○		S28.3.5				
3910120	後戸	ウシロド	1	阿南市	阿南市	椿泊		○	○		S28.3.5				
3910130	曲	マガリ	1	阿南市	阿南市	椿泊		○	○		S28.3.5				
3910150	伊座利	イザリ	1	海部郡美波町	美波町	伊座利		○			S27.4.7	H2.10.30			
3910160	恵比須浜	エビスハマ	1	海部郡美波町	美波町	日和佐町		○	○		S31.7.6	S56.5.1			
3910170	出羽島	デハシマ	1	海部郡牟岐町(出羽島)	牟岐町	牟岐町		○			S27.7.29			離島	
3910180	竹ヶ島	タケガシマ	1	海部郡海陽町	海陽町	穴喰					S27.7.29	S59.11.12			
3920010	栗田	アヲタ	2	鳴門市	徳島県	北灘		○			S27.4.7				
3920020	瀬戸	セ	2	鳴門市	徳島県	北灘	2	○			S29.7.12	S62.1.28			
3920025	土佐泊	トサトマリ	2	鳴門市	徳島県	新鳴門		○	○		S28.6.27				
3920030	粟津	アワヅ	2	鳴門市	徳島県	里浦					S26.8.21	S46.4.24			
3920040	長原	ナガハラ	2	板野郡松茂町	徳島県	長原			○		S28.3.5	S38.10.16			
3920050	今津	イマヅ	2	阿南市	徳島県	阿南中央		◎			S27.4.7	S62.1.28			
3920060	中林	ナカハヤシ	2	阿南市	徳島県	中林		◎			S28.3.5				
3920070	椿泊	ツバキトマリ	2	阿南市	徳島県	南泊	2	○			S28.3.5	H2.12.15			
3920080	由岐	ユキ	2	海部郡美波町	徳島県	阿志岐	2	○	○		S26.8.21	S43.9.30			
3920090	鞆奥	トモオク	2	海部郡海陽町	徳島県	鞆浦		○			S28.6.27	H17.11.17			
3920100	穴喰	シクイ	2	海部郡海陽町	徳島県	穴喰		○	○		S26.8.21	H17.11.17			
3930010	牟岐	ムギ	3	海部郡牟岐町	徳島県	牟岐	2	○	○		S26.8.21	S37.7.6			
3940010	伊島	イシマ	4	阿南市(伊島)	徳島県	伊島		○			S28.5.28			離島	

(注)

- 海岸保全区域欄については、「○」は海岸保全区域指定済漁港、「◎」は海岸保全区域指定済漁港中、海岸法第5条第4項の漁港区域に接する海岸保全区域指定済漁港を表す。
- 港則法適用欄については、「○」が港則法適用漁港、「◎」は関税法上の開港を表す。
- 指定年月日の欄は、一番最初に指定された告示年月日を記載し、名称・種別・区域変更年月日については、現在の漁港の区域となった告示年月日を記載すること。
- ビジー(一時利用をいう。)受入欄については、ビジー艇の受入を行っている漁港を「○」で表す。
- 離島・半島欄の「離島」は離島振興法(昭和28年法律第72号)に基づく離島振興対策実施地域、「半島」は半島振興法(昭和60年法律第63号)に基づく半島振興対策実施地域、「奄美」は奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)に基づく奄美群島に所在する漁港を表す。
- 有人国境離島欄の「国境離島」又は「特定国境離島」は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)に基づく有人国境離島地域又は特定有人国境離島地域を構成する離島に存在する漁港を表す。